

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（以下、優良法）

．案内情報

- 手続名 : 宅地の造成等の確認の申請
- 手続根拠 : 優良法第九条
- 手続対象者 : 認定事業者（計画の認定を受けた宅地開発事業者）
- 提出時期 : 宅地の造成及び公共施設の整備に関する工事を完了したとき
- 提出方法 : 各地方整備局へ提出してください  
（都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は日本勤労者住宅協会の場合は、国土交通省総合政策局宅地課へ提出してください）
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 1 . 都市計画法第三十六条第二項に規定する検査済証又はこれに準ずる書面  
2 . 確認を受けようとする区域内の土地の現況を明らかにした縮尺 1/1000 以上の図面に造成宅地の規模及び形状を表示したもの  
各 1 部
- 申請書様式 : 任意  
（宅地の造成及び公共施設の整備に関する工事の全部又は一部を完了した年月日、確認を受けようとする区域の位置及び規模を記載）
- 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい

．窓口情報

- 提出先 : 関東地方整備局建政部住宅整備課 0 4 8 - 6 0 1 - 3 1 5 1（内線 6 1 8 5）  
中部地方整備局建政部住宅整備課 0 5 2 - 2 1 1 - 6 5 0 0（内線 6 1 8 5）  
近畿地方整備局建政部住宅整備課 0 6 - 6 9 4 2 - 1 1 4 1（内線 6 1 8 1）  
国土交通省総合政策局宅地課 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1（内線 2 5 2 3 6）
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい
- 相談窓口 : 提出先にお問い合わせ下さい

．手続情報

- 審査基準 : 優良法第四条  
優良法施行規則第五条 他
- 標準処理期間 : 提出先にお問い合わせ下さい
- 不服申立方法 :（行政不服審査法の規定による）